答 申

第1 審査会の結論

福島県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、「認定申請書(平成 年月 日付け 運転代行に係るもの)」(以下「本件対象公文書」という。)において、「随伴用自動車に係る自動車登録番号等」欄の内容及び「欄外に記載の電話番号」を不開示としたことは妥当である。

#### 第2 審査請求に係る経過

- 1 平成15年4月16日、審査請求人は、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、 運転 代行の登録免許制になった申請書の写し」との内容で公文書の開示請求(以下「本件 開示請求」という。)をした。
- 2 平成15年5月1日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として本件対象 公文書を特定し、これを一部開示するとの決定を行い、次の理由を付して審査請求人 に通知した。
  - (1) 不開示とした部分

申請者の印影

安全運転管理者の住所及び氏名

損害賠償措置欄の内容(ア 保険引受者の名称又は加入共済の名称、イ 補償限度額、ウ 免責額、エ 保険期間、オ 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等)

随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容

欄外に記載の電話番号

欄外に記載の従業員数

(2) 不開示とした理由

上記、、及び

根拠規定

条例第7条第3号該当

理由

事業者の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該事業者の 権利、正当な利益を害するおそれがあるため。

上記 及び

根拠規定

条例第7条第2号該当

理由

個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別することができるものに該当し、同号のただし書のいずれにも該当しないため。

3 平成15年5月19日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160

号)第5条の規定により、前記2(1)の不開示とした部分のうち、 及び を不開示とした処分(以下「本件処分」という。)を不服として、当該部分の開示を求めて福島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容及び欄外に記載の電話番号をそれ ぞれ不開示としたことは、判断を間違っており不当である。
- (2) 審査請求人は、 運転代行 に対し、裁判所の執行文付き債務名義を持っており、同人が支払いをしないので、また、開示請求に係る運転代行業者の車両には、公正証書原本等不実記載の疑いがあるため、開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書のうち、本件処分に係る部分を開示しなかった理由は、

一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

#### 1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、自動車運転代行業(以下「運転代行業」という。)を営もうとする者(以下「申請者」という。)が、公安委員会の認定を受ける際に警察署を経由して提出したもので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第5条第1項に規定される申請者の氏名又は名称、住所、営業所の名称、所在地等が記載されているものである。

## 2 一部開示決定理由

(1) 随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容について

## ア 条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

#### イ 条例第7条第3号ア該当性

本件対象公文書中の随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容は、随伴用 自動車の自動車登録番号及びその台数の情報であり、当該内容を開示することに よって、申請者が保有する随伴用自動車の台数が明らかとなる。

随伴用自動車の保有台数は公表されていない情報であり、公にすることにより、 他の事業者との競争関係において不利になるなど、申請者の正当な利益を害する おそれがあることから、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書に該当しな いため、不開示としたものである。

## (2) 欄外に記載の電話番号について

#### ア 条例第7条第2号について

本号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであり、本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、例外的に開示事項として規定されたものである。

本号において、特定の個人を識別することができるものとは、氏名、生年月日等それ自体として個人を識別できる情報のみならず、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報を含むと解される。

## イ 条例第7条第2号該当性について

本件対象公文書中の欄外に記載された電話番号は、申請を受理した警察署において、申請者への連絡用として便宜的に記載した電話番号であり、当該申請者が事業に使用しているものではなく、申請者と関係を有する者の個人の電話番号である。

当該電話番号は、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示としたものである。

#### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、開示請求に係る運転代行業者に対し、裁判所の執行文付き債務名義を持っており、支払いをしないので公文書の開示を求める旨主張しているが、条例は、開示請求の目的や理由のいかんを問わず開示等の判断を行うものであることから、審査請求人の主張は受け入れることはできない。

#### 第5 審査会の判断

#### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、運転代行業を営もうとした申請者が、法で必要とされる公安委員会の認定を受けるため、法に規定されている必要事項を記載し、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会あてに提出した申請書である。

本件対象公文書の内容は、申請者の名称・住所、営業所の名称・所在地、安全運転管理者の住所・氏名、損害賠償措置の内容として保険引受者又は加入共済の名称・補償限度額・免責額・保険期間・対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等、法人の代表者及び役員、随伴用自動車に係る自動車登録番号等の各欄で構成され、各欄には、申請者の事業内容に該当する事項が記載されているほか、欄外には、電話番号及び人数が記載されている。

### 2 当審査会が判断する不開示部分について

実施機関は、本件対象公文書の記載内容中、前記第2の2(1)記載の から まで の6項目を不開示としたものであるが、審査請求人はこのうち、 及び の開示を求めていることから、当審査会は当該部分について判断するものとする。

#### 3 不開示情報の該当性について

審査請求人は、「随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容及び欄外に記載の電話番号をそれぞれ不開示としたことは、判断を間違っており不当である」と主張しているが、以下、不開示情報の該当性について検討する。

#### (1) 随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容について

#### ア 条例第7条第3号アについて

本号アは、法人その他の団体又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。正当な利益を害するおそれのあるものとは、生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、経営方針・経理・人事等の情報などが該当するものと解され、また、正当な利益を害するおそれの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮する必要があると解される。

#### イ 条例第7条第3号ア該当性

随伴用自動車に係る自動車登録番号等の欄には、事業のために保有する自動車の登録番号が記載されるものであり、これを明らかにした場合、申請者が保有する随伴用自動車の台数が判明することになる。

この保有台数は、申請者の財産の状況が分かり得るもので、事業者が内部的に管理すべき情報であり、一般に公とされるべきものとは考えられず、また、一般に公表されている情報と認めることもできない。さらに、この保有台数からは申請者の事業規模が判明し、他事業者との競争上不利になるおそれがあると認められる。

これらのことから、申請者が保有する随伴用自動車の台数に係る情報は、当該申請者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄の内容については、条例第7条第3号アに該当するものと認められる。

#### ウ 条例第7条第3号ただし書について

ただし書は、法人等の事業活動によって、危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止等を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することを定めたものと解される。

随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に記載される申請者の保有する自動車の登録番号等は、事業活動による危害から人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要であると認めることはできず、条例第7条第3号ただし書には該当しないのは明らかである。

#### エ その他

実施機関の説明によれば、第2の2(1)の (「随伴自動車に係わる自動車登録番号等欄の内容」)は、同 のオ(損害賠償措置欄の内容中、「対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等」)の続きとして記載されるものである。こ

のことから、 の才の内容についても と同様に、条例第7条第3号アに該当し、 ただし書には該当しないと認められる。

### (2) 欄外に記載の電話番号について

#### ア 条例第7条第2号について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があるとの観点により規定されたものと解される。すなわち、個人のプライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的として定められたものであると解される。個人のプライバシーの概念は、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

さらに、個人を識別することができない情報であっても、個人の人格と密接に 関連したり、公にすることにより個人の権利利益を侵害する情報もあり得ること から、そうした個人情報についても原則として不開示とすることを定めたものと 解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、本来保護の必要性がない公知の情報等が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

#### イ 条例第7条第2号本文該当性について

実施機関の説明によると、欄外に記載の電話番号は、申請者が運転代行業の認定を申請した際に、法の規定で必要とされる申請書への記載事項として記載したものではなく、申請を受理した警察署において、公安委員会の認定後に申請者に連絡するための個人の電話番号であるとのことであった。このため、当審査会において対象公文書を見分したところ、当該電話番号は申請者が事業用として使用している電話番号ではなく、特定個人に係る個人用の電話番号であると認められた。このことから、当該電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

欄外に記載の電話番号は、特定個人のものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めることはできず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報とも、公務員等の職務に関する情報とも認めることができないことから、ただし書アからウのいずれにも該当しない。

## 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件開示請求の対象とした事業者に対し、裁判所からの債務名義により強制執行をすることができる旨の執行文を持っているので開示を求めると主張しているが、民事上の債権確保における執行力は、本県の情報公開制度に及ぶものでは

なく、債務名義により不開示情報を開示できるものではない。また、審査請求人は、 開示請求に係る運転代行業者の車両には、公正証書原本等不実記載の疑いがあるため 開示を求める旨主張しているが、犯罪の疑いがあるといった事由は、本県情報公開制 度に及ぶものではなく、それにより不開示情報を開示できるものではない。

そもそも、本県の情報公開制度においては、県民に対して等しく開示請求権が認められているものであり、開示・不開示の決定に当たっては、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を考慮して判断されるべきものではない。

このことから、当審査会としては、審査請求人のこのような主張は認めることはできない。

5 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 別紙

## 審査会の処理経過

平成 1 5 年 7 月 1 日	・諮問書の受理	
平成15年7月29日	・実施機関に一部開示決定理由説明書の提出要求	
平成 1 5 年 8 月 2 8 日	・実施機関から一部開示決定理由説明書の提出	
平成 1 5 年 9 月 2 日	<ul><li>・審査請求人に一部開示決定理由説明書を送付</li><li>・審査請求人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の 提出要求</li></ul>	
平成 1 5 年 9 月 8 日	・審査請求人から一部開示決定理由説明書に対する意見書 を受付	
平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日 (第 1 1 6 回審査会)	・審査請求に係る経過等の説明・審議	
平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 (第 1 1 7 回審査会)	・実施機関から一部開示決定理由等について説明聴取 ・審議	
平成 1 6 年 1 月 2 3 日 (第 1 1 8 回審査会)	・審議	
平成 1 6 年 2 月 1 7 日 (第 1 1 9 回審査会)	・審議	

## 福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職	備考
稲庭 恒一	福島大学行政社会学部教授	会長
大河内重男	弁護士	会長職務代理者
垣見 隆禎	福島大学行政社会学部助教授	
今野 博美	(財)21世紀職業財団福島事務所 雇用管理アドバイザー	
星光政	日本赤十字社嘱託	